

委託連携加算の算定イメージ

想定される算定パターン（**当該月において、包括から情報提供などを行っていることが前提**）

※網掛け部が当該加算算定可能月

① 4月から介護予防支援を開始する者について、4月に包括から居宅へ委託する場合

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

② 4月から包括で介護予防支援を行っていた者について、9月から居宅へ委託する場合

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

③ 4月からA居宅に委託していた者について、9月からB居宅に新たに委託する場合

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

④ 4月からA居宅に委託していた者が、事由により介護予防支援の利用を中止し、再度10月からA居宅に委託

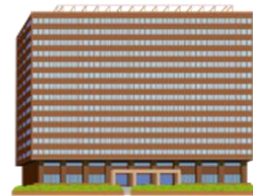
| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

※資料に記載の「初回に限り」については、委託を開始した日の属する月以降継続的に請求することができないことを指すものであり、利用者が介護予防支援を利用する期間において1回のみ請求が可能と解釈するものではないことに留意が必要。

介護予防支援の充実

委託連携加算 300単位/月（新設）

※利用者1人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定。



介護予防支援事業所
(地域包括支援センター)



①委託

③請求

④委託費の支払い

※加算を勘案した委託費の設定を行う



居宅介護支援事業所

②ケアプラン作成



被保険者

【参考】留意事項通知：(2) 委託連携加算

当該加算は、指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を算定する。なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。